

第1期文化経済部会
基盤・制度ワーキンググループ
参考資料集（公的鑑定評価制度パート）



令和4年3月29日（火）
文化庁 文化経済・国際課

目次

1. 本ワーキンググループについて

2. 文化芸術領域への寄附の促進

- (1) 我が国における文化芸術領域への寄附の現状について
- (2) クラウドファンディング等の手法について
- (3) 企業版ふるさと納税の活用について
- (4) 美術品等の現物寄附について

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

- (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性
- (2) 本制度が対象とする価格
- (3) 本制度設計の基本的な考え方
- (4) その他
- (5) 「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- (1) 文化芸術コンテンツを巡る環境変化
- (2) 映像制作領域の動向
- (3) 新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて
- (4) 新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について

3 - 1. 公的な鑑定評価制度に関する論点について

- 2021年3月のアート市場活性化WGのとりまとめにおいて、誰もがアートを購入しやすい環境づくりや、ナショナルコレクション形成の観点から、公的な鑑定評価の仕組みの導入の必要性を提起。
- 本制度の設計にあたっては、関係当事者の意見を聞きながら、専門的な議論を重ねる必要がある。
まず、今年度のWGにおいては、制度の考え方や方向性を明らかにすることとしたい。

アート市場活性化WGでのとりまとめ

(3) 公的な鑑定評価の仕組みの導入

誰もがアートを購入しやすい環境を作るためには、**アートの価格が客観的に分かりにくいこと**、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要である。すでに多くのアート作品が国民の財産として流通しているが、「フローからストックへ」という世界的な潮流の中で、**アート作品の時価をどのように算定していくのが議論が必要なタイミング**にきている。

時価評価は会計の世界ではグローバルスタンダードである。不動産価格の評価においては、鑑定士制度が整備されているように、**公的な鑑定評価の仕組みを導入することにより、時価を評価する仕組みを作り、アート作品を国民の財産として可視化**することが、**公平で透明な市場形成につながると考えられる。**

また、アート市場活性化のためには、**より多くの事業者や買い手の参入が必要**である。透明性を高めると同時に、購入の後押しとなるような優遇措置等（予算、税制等）を拡充し、より多くの人々が参入しやすい環境を整えることが重要である。

公的鑑定評価制度の検討にあたって明確にすべき点

① 公的鑑定評価制度の目的・必要性の明確化

② 具体的な制度設計の方向性

- － 国の関わり方はどのようにすべきか
- － 何を鑑定評価するか
- － 鑑定評価主体の要件をどうすべきか
- － 対象領域をどのように設定すべきか
- － 方法論の透明化をいかにして図るか
- － 担い手育成をどのように考えるか

③ 制度設計の今後の進め方

- － 法律や運用など制度設計をどうするか
- － スケジュールや今後の作業方針をどうするか

3-2. 美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業（平成29年度）での提言

- 平成29年度に実施した「我が国の現代美術の海外発信事業 美術品等の寄附税制等における調査研究事業報告書」において、**公的な鑑定評価制度の整備に係る提言**が明記された。

現在日本では、美術品の課税価格の算定は様々な団体・協会や民間企業が行っており、**統一基準が無い**ため、**申請者が依頼した機関によって、算定結果がばらついている。**

一方、今回調査を行った**複数の国では、美術品に係る鑑定士協会が存在しており、協会によって美術品の課税価格算定の基準が統一されている。**また、**適正に算定を行う人材を育成するための教育・研修プログラムが整備**されている。例えばアメリカでは、米国鑑定士協会が評価業務を行う上での水準を統一し、美術品分野の専門高等教育を修了した人材を対象に課税価格算定のための教育・研修プログラムを提供している。

そこで、日本においても、美術品の課税価格算定の仕組みを充実させるために、**美術品の価格算定機関の設立と基準の統一、及び、価格算定を行う人材の教育・研修プログラムの仕組みの構築**を提言する。

（研究会での関係する議論）

- （海外では）市場価値は、企業価値評価と同様に、「市場価値が今後伸びるか」ということを将来まで見通し、価値算定をしていると思う。
- 文化庁の評価価格と市場での評価価格に差があると、所有者は、より高く評価される方を選択し、現状では高い価格で評価されることが多い市場流通が選択される。
- 美術品の価値の根底となるデータを揃え、芸術員が活用できるサイクルを整備することで、中長期的には美術品の適正な価格を保証するものとなる。
- 市場価格は時代の需給で変動するが、根底となる美術的価値の基盤作りに投資をすることは、成長戦略を考える上での一つの方策である。
- アメリカでは、美術品鑑定会社は収集家からの依頼によって、内国歳入省（IRS）に美術品の価格評価結果を公式に提出する。その際、他の比較対象となる美術品との差異を基に、価格評価結果を説明する。ただし、一度も類似の美術品がオークション等で売却された実績が無い場合、その美術品の歴史的重要性や価値を言語化し説明する。日本にはアメリカのような美術品鑑定組織がまだ未整備であり、機能していない。
- 美術品の価値算出をする際に、日本では相続を前提としており、相続税を低くするために、低い価格の評価結果が望まれる。一方海外では、寄附によって税額控除を受けることを前提としており、評価結果が望まれる。
- 国内の美術品に係る（一般社団法人）全国美術商連合会の協力のもと、日本や諸外国のオークション会社からも日本に残されている美術品（外国も含む）の売買価格の情報を集積した、評価・鑑定できる公益法人が必要である。
- 評価機関の過去の評価額と実際の市場での売買価格の相関性を確認していく必要がある。
- 複数の民間事業者から評価価格を提示してもらうことで、価格の妥当性を検証する。
- プライマリー市場はアーティストから美術商やアートフェア等を通じて作品を購入するため、贋作リスクは少ないものと思料する。セカンダリー市場で作品を購入する場合は、贋作リスクを考慮する必要がある。
- 価値は、基本的には経済的価値で示されるものであるが、その経済的価値は、作品の真正性ととも、芸術史的、歴史的、技術史的、地域的、文化史的、その他の多様な価値で構成されている（裏付けられている）と思う。その構成要素をまずは明らかにし、その上で、これまでの実績の評価額を基準標準価格のような形で提示し、必要に応じて更新していくことが必要である。
- 市場価格と卸売価格を峻別したうえで、市場価格による評価を採用する。
- 現代美術は社会における意味や市場的な価値の変化が流動的かつ激しい。そのため、作品価格の急激な上昇が、作品自体の意味や評価の動きに対して強い影響力を与えないようなシステムも必要であろう。
- 「比較対象品」を基に算定することを義務付けることも必要ではないか。
- 不動産の評価に欠かせないのが路線価格（空間的）だとすると、美術品には評価基準となる美術史（時間的）を確立する。

3-3. 税制ワーキンググループ（令和元年度、令和2年度）での議論

■ 令和元年度・令和2年度に実施した税制ワーキンググループでも、公的鑑定評価の必要性について議論。

税制ワーキンググループについて

(1) 設置趣旨

「文化経済戦略（平成29年12月27日）」において掲げられた「文化経済活動が自律的・継続的に発展する好循環」（文化と経済の好循環）を実現するために設置された、文化・芸術界、経済界、関係省庁の3者が対話する場である「文産官連携会議」の下に、芸術文化の振興に資するための税制優遇措置の方策等を検討するため、「税制ワーキンググループ」を設置する。

(2) 開催時期

2019年6月・8月、2020年8月・9月

(3) 委員（令和2年度、敬称略）

池上健 明治大会計専門職研究科専任教授、(一財)東美鑑定評価機構業務執行理事

大谷省吾 東京国立近代美術館美術課長

絹谷健二 三井住友フィナンシャルグループ・三井住友銀行デジタル戦略部上席推進役

小松隼也 弁護士、三村小松山縣法律事務所

光田由里 DIC川村記念美術館学芸グループマネージャー

◎森信茂樹 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹

山内真理 公認会計士、税理士、公認会計士山内真理事務所代表

山口栄一 一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事、公益社団法人経済同友会アートとスポーツの産業化委員会委員長

山本豊津 株式会社東京画廊代表取締役社長

濱崎礼二 宮城県美術館副館長兼学芸部

税制WGでの議論（関係する部分を抜粋）

<2019年6月 税制ワーキンググループ>

- 精通者価格の「精通者」が誰かわからない。精通者ライセンス的な制度が必用。
- 美術館の価格評価においても一人が決められていることはないが、価格の決め方の透明性は必要だと思う。
- 国税当局も、相続や譲渡などの場面に応じて精通者が価格を高め／低めに見えることのは望ましくないと思うだろう。

<2020年9月 税制ワーキンググループ>

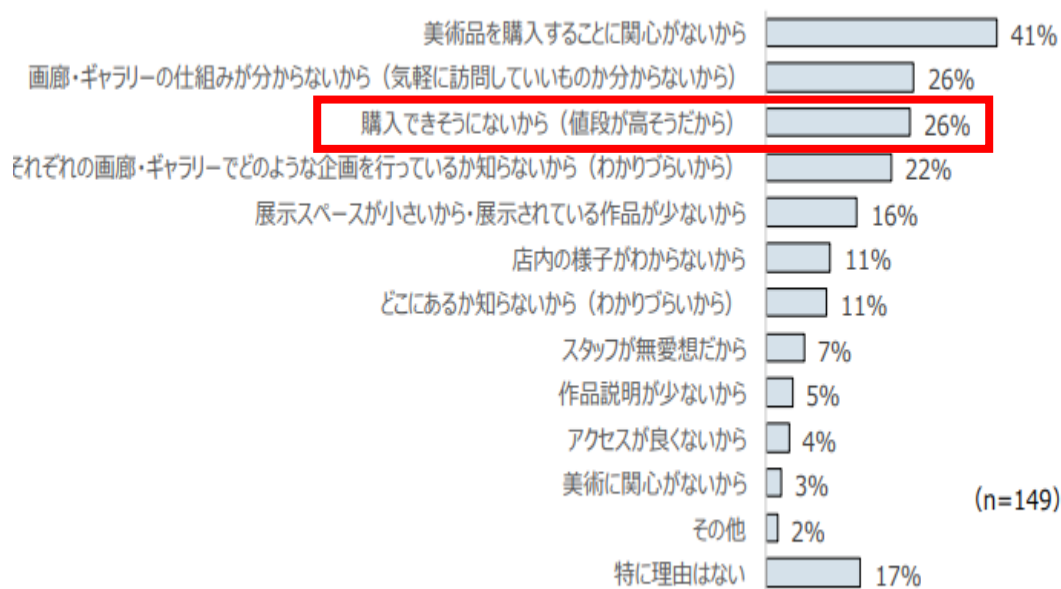
- 公的鑑定評価制度については、民間の機能強化という方向で検討すべき。
- はっきりとした価格はオークションで示されている価格。ただ、適正価格とは言えない場合もあり、また、分野も色々あるので、幅を持った算定を考慮する必要があるのではないか。
- 美術品の時価評価をベースとした資産財として位置付けを確立していくことが重要である。
- 現行の評価制度は、税制度との関係でゆがみが存在するので、適正価格を如何に担保するかが重要。
- 国宝・重要文化財は輸出ができないので、売買できる市場が日本国内しかなく、その結果、価格が低くなってしまっている。我が国の文化財の価値をどうやって高めていくか、という観点で考え直す必要。
- 現存作家の作品については、評価が一定しないことが課題。長い年月を経て価値評価が安定した美術品とは取扱いが異なるのではないか。

3-4. アート市場活性化における公的な鑑定評価制度の意義

- **新たなアート作品の購入者の層を広げることが重要であるが、潜在的な購入層と考えられる「国際経験豊かなビジネスパーソン」にとって、価格に関する懸念は高い割合を占め、価格の透明性向上が必要。**
- **また、我が国に膨大に蓄積されている美術品の「ストック」を把握し、その活用によって更なる付加価値を生み出していくためには、美術品のストック価値を適正に評価し、可視化する取組が必要不可欠。**

国際経験豊かなビジネスパーソン（※）の 美術品非購入理由について

図表・32 国際経験豊かなビジネスパーソンの美術品非購入理由



出所)「日本のアート産業に関する市場調査 2018」(一社)アート東京・(一社)芸術と創造

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 (平成31年2月) 御立副会長提出資料

2. すでにわが国に存在する「ストック」の活用

- 7兆円近い世界のアート市場は、その大部分を米国、中国、英国が占め、わが国は2400億円程度に過ぎないという指摘がなされている。しかしながら、これは「フロー」かつ「市場がある場」を示しているものであるに過ぎない
- 美術分野についていえば、縄文時代以降、高い美術的価値を持つ作品が、膨大な量、制作され、多くのものが国内にストックとして存在している。この徹底的な活用が、これからのわが国の文化戦略にとって、もっとも重要なファーストステップとなりえる
- そのためには、下記の3点が必要となる
 - **ストックの見える化（公的・私的美術館、企業、家計等、どこに何がどれだけあるかのデータベース化）**
 - **ストック価値の適正な評価を可能とする仕組み作り**
 - **ストックの流動を促す政策**
- この観点から、この3点について、外部性をも考慮した形で政策立案・実行を行っていく必要がある。特にその第一歩として、「見える化」の具体策を早急に立案していくことが喫緊の課題であると考え

3 - 5. 諸外国の公的鑑定評価制度について

- 諸外国では整備されている公的な鑑定評価制度について、我が国ではそうした制度は存在しない。
- 諸外国の制度をみると、①（文化的価値の判断ではなく）価格の評価を行うことを目的としていること、②課税価格の算定根拠として活用していること、これらの特徴において共通している。
- 我が国では、「歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化的所産」としての有形文化財については、別の体系が整備されており、今回目指すべき鑑定評価制度はあくまで「価格評価」を目的とすべきではないか。

諸外国の公的鑑定評価制度について

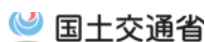
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
課税価格算定機関	—	米国美術鑑定士協会、 米国鑑定士協会	行政機関の評価パネル（学芸員・アートディーラー等の有識者にて構成）	競売吏(国家資格) ※鑑定人は競売吏の支援業務に従事	動産鑑定人、仲介人、 競売人連盟	政府や美術館推奨の 指名した民間企業	韓国美術品鑑定協会
課税価格算定方法	申請者が選んだ美術品の鑑定人が選定	私有財産の価格評価を行う業界基準(米国統一鑑定基準)に基づき価格算定	審査パネルの協議によって算定	作品の真贋、競売落札額、国際的美術品データベース、作品の状態、需要等の要素に基づいて最終的に決定	非開示	政府や美術館推奨の鑑定企業リストを基に、美術館が指名し、国家遺産局が承認する機関企業が実施、算定方法は各民間企業の方法に準ずる	韓国美術市場価格指数、美術作品価格指数の2つの算定基準から選択して算定(寄附の場合には、各美術館の内部規定に応じて、美術館鑑定評価委員会が算定)
課税価格を算定する人材の教育・研修	—	鑑定士としての資格を得るために必要な鑑定研究プログラムを提供	—	試験合格者は、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラムの受講が必要	専門分野別の教育・研修カリキュラムを整備、5年ごとに会員資格を更新	—	協会による教育・研修の実施には至っていない

3-6. 不動産の鑑定評価制度について

- 我が国の不動産については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）及び不動産鑑定評価基準（国交次官通知）が存在。地価高騰や証券化・国際課の進展などを背景に改正されてきた。
- 本制度の活用場面としては、公的主体からの依頼（課税価格算定、補償等）のみならず、**民間主体からの依頼による売買価格算定**などにも活用できるものとなっている。

不動産の鑑定評価制度の概要

不動産の鑑定評価制度



不動産鑑定評価は、市場における適正な土地等の価格の形成に資する役割を担い、我が国の不動産市場を支える制度インフラとして重要な役割を担っている。

不動産の鑑定評価に関する法律

<目的> 不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士・不動産鑑定業について必要な事項を定め、これにより土地等の適正な価格の形成に資すること(昭和39年施行)

不動産鑑定評価基準

- 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準（国土交通事務次官通知）

不動産の鑑定評価が活用される場面

〔民間主体からの依頼〕

- ・ 不動産の売買
- ・ 融資の際の担保
- ・ 不動産の証券化
- ・ 財務諸表上の不動産 ほか

〔公的主体からの依頼〕

- ・ 公共用地の補償
- ・ 地価公示の標準地
- ・ 課税対象の不動産(相続税、固定資産税) ほか

(参考) 不動産鑑定士

- 不動産の鑑定評価に関する法律による国家資格
- 高度の専門職業家として、不動産の鑑定評価を実施

【業務内容】

- ・ 不動産の鑑定評価
- ・ 不動産の客観的価値に作用する諸要因に関する調査や分析
- ・ 不動産の取引、投資等に関するコンサルティング
- ・ 不動産会社、金融機関、Jリート等の資産運用会社等企業内の不動産関連部門においても専門知識を活用した業務を実施

- 不動産鑑定士名簿への登録者数は9,482名（平成28年1月1日時点）

不動産の鑑定評価制度の変遷

- 1963年 「不動産の鑑定評価に関する法律」の制定（翌年施行）**
 - －昭和30年代の地価高騰を背景に、専門職業家による公正妥当な不動産の鑑定評価の普及により合理的な地価の形成を可能にする必要があった。
- 1969年 「不動産鑑定評価基準」策定（従前の3基準を統合）**
「地価公示法」の制定（翌年から地価公示を開始）
- 1989年 「土地基本法」の制定**
 - －1980年後半からの地価高騰を背景に、公的土地評価の均衡化・適正化が図られる。
- 1990年 「不動産鑑定評価基準」の全部改正**
 - －土地の基本理念導入、運用上の留意事項の策定、取引事例比較法等の適格な運用明記(投機的事例の排除)など。
- 2002年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - －不動産証券化の進展に伴う各種記載内容の充実化
- 2004年 「不動産の鑑定評価に関する法律」の改正**
 - －不動産鑑定士による隣接・周辺業務を位置づけるなど
- 2007年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - －証券化対象不動産の価格に関する項目を追加
- 2008年、2009年 海外不動産や価格等評価に関するガイドライン策定**
- 2014年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - －国際評価基準との整合性向上等

3-7. (参考) 不動産鑑定法の構成及び不動産鑑定評価基準について

昭和三十八年法律第百五十二号

不動産の鑑定評価に関する法律

目次

[第一章 総則 \(第一条・第二条\)](#)

[第二章 不動産鑑定士](#)

[第一節 総則 \(第三条—第七条\)](#)

[第二節 不動産鑑定士試験 \(第八条—第十四条\)](#)

[第三節 実務修習 \(第十四条の二—第十四条の二三\)](#)

[第四節 登録 \(第十五条—第二十一条\)](#)

[第三章 不動産鑑定業](#)

[第一節 登録 \(第二十二条—第三十四条\)](#)

[第二節 業務 \(第三十五条—第三十九条\)](#)

[第四章 監督 \(第四十条—第四十六条\)](#)

[第五章 雑則 \(第四十七条—第五十四条\)](#)

[第六章 罰則 \(第五十五条—第六十条\)](#)

[附則](#)

不動産鑑定評価基準等の関係性

不動産鑑定評価基準

- 不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準
- 不動産鑑定士が価格等調査を行う場合には、不動産鑑定評価基準に則ることが原則
- 昭和39年に最初の不動産鑑定評価基準が策定される

事務次官通知 昭和44年、平成2年、平成14年、平成19年、平成21年、平成26年に改正

財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方

- ・ 企業会計基準に定める固定資産の減損や棚卸資産の評価等に関し、価格調査を行う場合の調査手法の峻別や手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点

- ・ 過去に鑑定評価が行われた証券化対象不動産を対象に、継続的な価格調査を行う場合の調査手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

既存戸建住宅の評価に関する留意点

- ・ 既存戸建住宅を対象として、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合に、実務上留意すべき内容を定めたもの

地価調査課長通知 平成27年策定

価格等調査ガイドライン

- 不動産鑑定士が行う価格等調査(不動産鑑定評価基準に則って行われるものを含む)全般に係るルール
- 実施する価格等調査が、内部検討目的等のための簡便な評価か、不動産鑑定評価基準に則った評価か、を明確にし、その上で目的に応じた評価が行えるよう手順等を定めたもの
- 予定した範囲を越える「成果報告書」の利用による混乱防止のため、以下の2点について規定している
 - ①業務の目的と範囲等の確定
 - ②業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項

事務次官通知 平成21年策定
平成26年改正

海外投資不動産鑑定評価ガイドライン

事務次官通知 平成20年策定

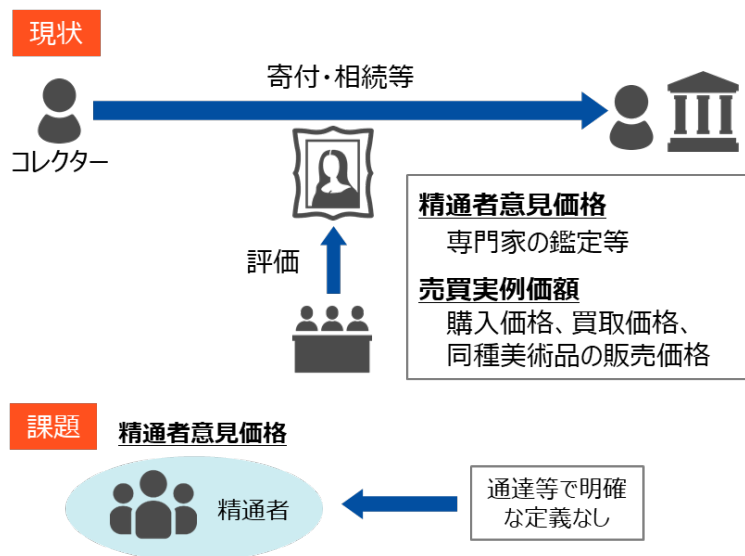
- 海外投資不動産(J-REIT等に組み入れる海外の不動産)についての不動産鑑定士による鑑定評価の標準的手法を示すもの

(出所) 第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より(平成28年8月29日)

3-8. 現在の美術品の価格評価の実態について

- 美術品を現物寄贈する際の時価評価にあたっては、相続税で用いられている「**財産評価通達**」が参照される。あるいは、差押財産等の公売時には、「**公売財産評価事務提要**」が参照される。これらに規定されている「**精通者意見価格**」について、**価格算定根拠が不透明で、恣意的な評価が行われやすい**との指摘もある。
- 価格評価の対象について、**市場価格については自由な取引を担保する観点から慎重である必要があるが、公的な価格については、統一的な基準や算出根拠の透明化など、当面取り組むべき課題が存在する。**

美術品鑑定評価の実態



美術品鑑定評価の現状に対する指摘

美術品の評価については、**個人、または私的な機関が独自の判断で実施することが多く、統一的な基準がない**。結果として、**評価の依頼主の事情に応じて恣意的な評価が行われ、その結果が課税や保険付保等に用いられる恐れがある**。(文化庁「平成29年度 我が国の現代美術の海外発信事業 報告書」)

関連する国税庁通知

国税庁「法令解釈通達」

135 書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 書画骨とう品で書画骨とう品の販売業者が有するものの価額は、133「たな卸商品等の評価」の定めによって評価する。
- (2) (1)に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、**売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価**する。

国税庁「公売財産評価事務提要 第5章第3節 美術品等の評価」(事務運営指針)

美術品、宝石、ブランド品、その他これに類する動産について、その**真贋鑑定を行い、鑑定書又はそれに類する証明書等を付すことでその価値が高まると認められる場合は、鑑定人等に鑑定を依頼**するものとし、また、見積価額が比較的 low額と認められる財産で、**適当な取引事例があり評価可能と認められるときは、精通者意見等を参考に**するなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

なお、美術品等の評価に当たっては、その**種別、作者別、年代別等による市場価格又は類似品の取引における価格を参考として評価**すること。

(注) 書画、骨とう等の評価については、当該書画、骨とう等が有名品であっても、それらに箱書、奥書、鑑定書等がある場合とない場合、更に鑑定者の有名、無名等によって、その価格に相当の開差があることに留意する。

3-9. 財産の価格の種類について

- 財産の価格には、売買・相続・贈与等の財の「移転」に係る価格と、移転は想定せず「保有」に係る価格の2種類が存在している。不動産・美術品のそれぞれについて、以下のとおり整理することができる。

不動産と美術品の価格の種類

不動産価格	概要	用途	美術品価格	概要	用途
固定資産税 評価額(市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の1㎡あたりの単価、建物にも設定 ・市場価格の約7割 ・3年に1度改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の算出(・建物の相続税や贈与税の算出にも使われる。) 	評価額	<ul style="list-style-type: none"> ・財産債務調書に記入する価額(※) ・保険契約時の評価額 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産債務調書 ・保険契約
相続税 路線価(国税庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の道路に面した宅地の1㎡あたり単価 ・市場価格の約8割 ・毎年改定(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の相続税や贈与税の算出 	課税評価額	<ul style="list-style-type: none"> ・取引実例価格もしくは精通者意見価格 ・透明性が低いとの指摘あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税や贈与税の算出
公示地価 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準地」に設定された土地1㎡あたりの単価 ・毎年公表(3月) ・市場価格に近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売買の目安 ・経年変化の観測 	美術年鑑等の 評価額	<ul style="list-style-type: none"> ・年鑑等の発行者が独自基準で算定 ・作家ごとの作品の市場価格の目安がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買の目安 ・経年変化の観測
基準地価 (都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準地」に設定された土地1㎡あたりの単価 ・毎年公表(9月) ・市場価格に近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売買の目安 ・経年変化の観測 	市場価格	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション価格、ギャラリー販売価格、美術館への売却価格など ・様々な要因で変動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買の目安
市場価格 (実勢価格)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に不動産を売買する際に使われる価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産売買の目安 			

※財産債務調書に記入する書画骨とう及び美術工芸品の価額については、時価又は見積価格を使用する。見積価格については、①当該年中の直近の売買実例係数、②翌年に財産債務調書提出前に譲渡した場合は譲渡価格、③これらが無い場合は取得価額、とすることとされている。

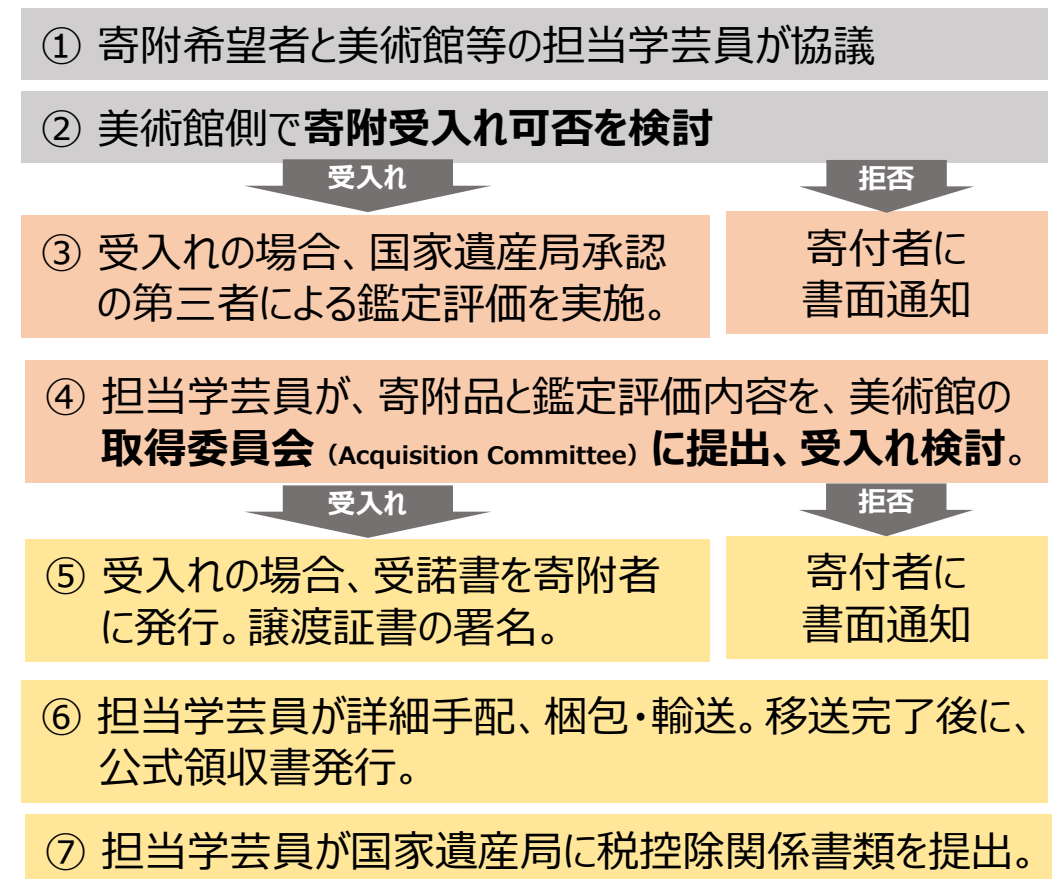
3-10. 諸外国の公的鑑定評価制度における鑑定評価主体について

- 諸外国の鑑定評価制度について、特に鑑定評価を行う主体という観点から分類すると、①政府が直接価格評価を行う枠組みを持っているケース（イギリス）、②具体的に鑑定評価を実施する機関を指定しているケース（米国、フランス、オランダ、韓国）、③民間機関が行う鑑定評価制度を政府として認定しているケース（シンガポール型）に分けられる。
- 我が国においては、既に多くの鑑定評価事業者が存在していることから、①②は民業圧迫となる可能性が高く、**鑑定評価の公平性・透明性の高い機関を認定する観点から、③のような制度設計が適している**と考えられるのではないかと。

諸外国の公的鑑定評価制度の特徴・分類

	公的鑑定評価機関の有無	鑑定主体	算定方法	人材育成
日本	×	× ※民間主体が自由に実施	—	—
シンガポール	○	政府が認定した民間団体	鑑定主体に委任	—
アメリカ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
フランス	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
オランダ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
韓国	○	特定の鑑定士協会	協会GL	—
イギリス	○	行政機関の審査委員会	委員会による協議	—

シンガポールにおける鑑定評価制度の概要



3-1-1. 公的鑑定評価制度における鑑定主体の要件について

- シンガポールの鑑定評価制度では、認定主体の公益性・公平性に関する規定は設けられておらず、主として**民間の営利団体**が行っている。また、不動産の鑑定評価制度でも、評価機関の登録に際しては、「不動産鑑定士の設置」を確認するのみであり、主として民間の営利団体が登録されている。
- 今般、美術品の制度設計にあたっては、**価格の鑑定評価に関する信頼性向上**が目的。したがって、当面は認定機関に**一定の公益性・公平性を外形的に／質的に担保することが必要**と考えられるのではないか。

シンガポール政府が認定する鑑定士（一部）

図表 8-e 国家遺産局推奨鑑定士リスト 293

	鑑定士	専門分野
1	Christie's International Singapore	General
2	Sotheby's Singapore	General
3	Hugh Bett/ Maggs Bros Rare Books	Rare antiquarian books, papers, maps, archival materials
4	Antiques of the Orient	Singapore & Southeast Asian rare antiquarian books, prints/ engravings, photographs and postcards from Straits Settlements period to post-independent period
5	Kensoon Asiatic Art	Chinese/ Southeast Asian ceramics & artefacts
6	SooBin Art International	Chinese/ Southeast Asian contemporary visual arts
7	Tzen Gallery (Mr Tan Teo Kwang)	19th Century Chinese visual art/ contemporary Southeast Asian visual arts
8	Silver Rue Art Consulting LLP (Ms Lindy Poh)	Singapore/ Southeast Asian visual art
9	Sapere Art Management & Consultancy (Ms Joanna Lee)	Singapore/ Southeast Asian visual art
10	Mr Ng Ah Choon	Peranakan art and artefacts (including porcelain, beadwork, furniture, silver, kitchen items and textiles)
11	Ms Cecilia Ong	Peranakan art and Southeast Asian visual arts
12	Spink (Asia) Pte Ltd Singapore	Philately (stamps and postcards). Covers, philatelic materials
13	James Song Philatelics	Postcards

不動産鑑定評価機関の登録について

- 不動産鑑定評価の場合、不動産鑑定業者は
 - ①不動産鑑定士の設置（第35条）
 - ②不動産鑑定士による鑑定評価実施（第36条）
 - ③秘密保持義務（第38条）
 - ④鑑定評価書の交付（第39条）
 などの業務規定があるのみであり、登録時に確認する要件は①のみとなっている。
- なお、不動産鑑定業とみなされる基準は以下。

Q4 不動産鑑定業とは何ですか。

A 不動産の鑑定評価業務を、①他人の求めに応じて（常に依頼に応じ得る態勢）、②報酬を得て（鑑定評価技術の対価が含まれていれば、名目を問わずすべて報酬）、③業として（反復継続的で社会通念上事業の遂行と認められる状態）行うかどうかによります。

なお、内部利用に限った担保評価のための鑑定評価の業務を行う場合は、不動産鑑定業者の登録を要しません。

3 - 1 2. 公的鑑定評価制度の鑑定主体の鑑定方法について

- 一般的に、美術品の価格鑑定評価の方法論は、**領域に応じて様々な手法論が存在する**と考えられる。現に、シンガポールの制度では、認定機関それぞれについて、「**鑑定可能な領域**」が明記されている。
- 様々な種類の美術品について、鑑定評価方法を画一的に決めることは困難。認定する主体の専門性に応じて、**鑑定評価主体が扱うことができる領域を特定する枠組みとするべき**ではないか。

美術品の鑑定評価の流れの一例 (日本税理士協同組合連合会の事業)

- **日本税理士協同組合連合会**が美術品の相続評価に関するサービスを提供している。
 - 評価対象物件：
絵画（洋画・日本画）、版画、掛軸、書画、屏風、茶道具、日本陶磁器、西洋陶磁器、東洋陶磁器、ガラス製品、彫刻、工芸品、宝飾品、宝飾時計、オールドヴァイオリン、アンティーク楽器、アンティーク家具、高級家具、ヴィンテージワイン、絨毯、着物、骨董品、現代美術ほか
 - 評価方法：**現場確認** もしくは **書面確認**
 - 評価業務の流れ（所要は**約10日間**）
電話打合せ → 物件確認 → 評価作業 → 評価書発行
 - 対応エリア：**日本全国**
 - 評価費用：**書面確認は34,500円（税別）～、現物確認(立会)は見積もり。**

3-13. 公的鑑定評価制度における鑑定評価の方法論について

- 美術品は動産。「公売財産評価事務提要」において、評価方法の一般的な原則が示されている。
- 「取引事例比較法」などの手法が取れるよう、鑑定評価主体は、**同種同等の財産の過去の取引価格やマーケットデータを把握できる**ことが必要。また、過去の取引価格等を参照できない場合、精通者価格等の方法によるとしても、例えば**複数者を鑑定評価プロセスに関与させるなど、透明性を高める工夫が必要**。

動産評価の一般則について

一般動産の評価は、

- ① 原則として当該動産の適正な市場価格（いわゆる相場）がある場合には、それを**対象取引事例価格**とし、
- ② 適正な市場価格がない場合には、見積価額の決定時点又はその最近時の同場所における同種同等の財産の取引事例を収集して**取引事例比較法**により評価する。
- ③ ただし、これにより評価を行うことが困難な場合には、**原価法**により評価することとし、この場合の減価償却は、原則として定率法による。
なお、見積価額が比較的低額と認められる財産については、**精通者意見を参考にする**など、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

（出所）国税庁「公売財産評価事務提要」より

美術品の価格に関する資料

①オークション価格（落札価格）

- －オークションハウスが公開している落札結果（Sotheby's、Christie's、SBIアートオークションなど）
- －専門誌（月刊美術、日経アート）
- －記録集（「東京美術倶楽部百年史」、「東京美術市場史」、海外サイト等）
- －オークションカタログ（落札予想価格）
- ※「売立目録」（戦前期の売立会の記録で、東京文化財研究所などが所蔵。入札・落札価格の記載なし。）

②評価額（年鑑の基準に基づいて算出、取引価格とは異なる）

- －美術年鑑
- －美術名典
- －美術市場（現代作家の日本画・洋画のみ）
- －美術家名鑑
- －書画家番付（明治～昭和戦前期）

（出所）国立国会図書館 リサーチ・ナビ「美術品の価格を調べる」より

3-14. 鑑定評価を行う人材育成について

- 諸外国の制度及び不動産鑑定士制度では、「鑑定士」が設置され、鑑定士になるために必要な試験が存在し、研修プログラム等も公的に提供されている。こうした取組が、信頼性の高い鑑定評価制度を支えている。
- 我が国では、既に鑑定実務が現に行われ、領域範囲も多様である中で、**当面は各機関による自主的な人材育成の取組を奨励しつつ、将来的な課題として「鑑定人制度」の整備に関する検討を進めるべきではないか。**

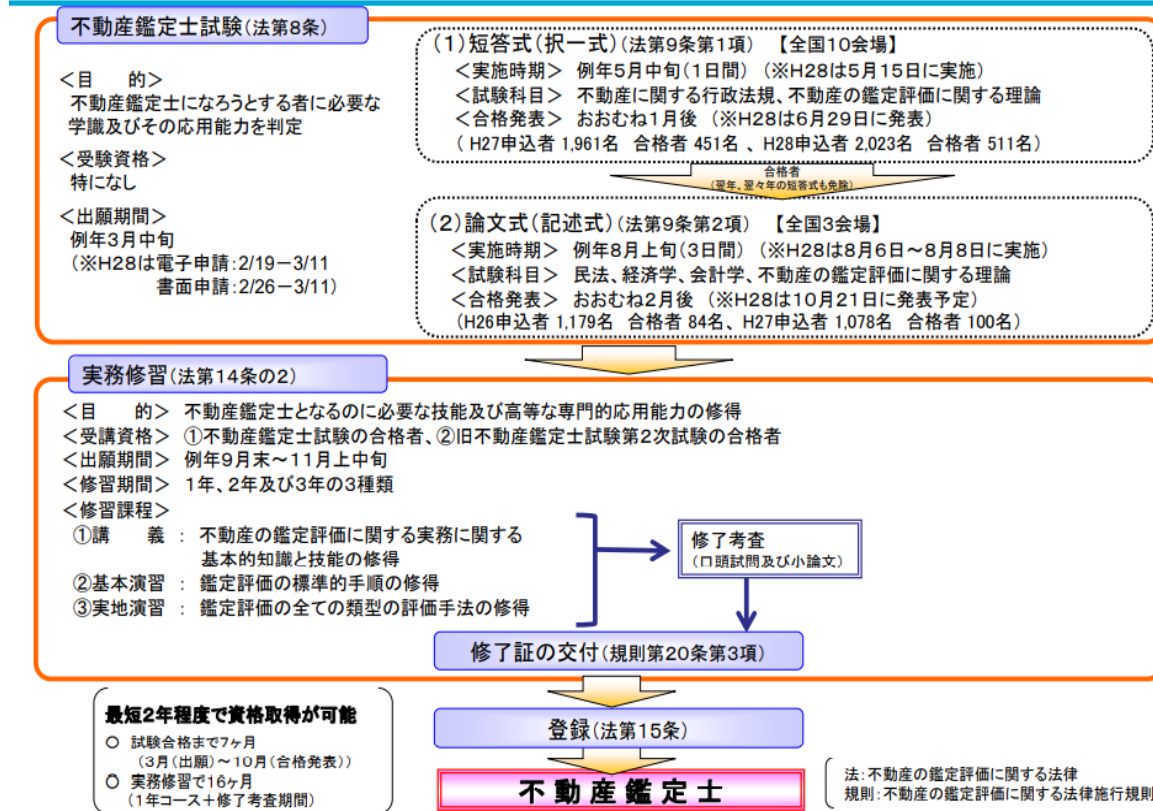
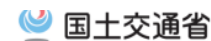
諸外国や不動産鑑定制度における人材育成制度

不動産鑑定人制度

	人材育成の取組
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・米国美術鑑定士協会が、「鑑定士」としての資格を得るために必要な包括的な鑑定研究プログラム（CASP）を提供。プログラムの構成として、例えば、鑑定士としての情報収集方法、美術品の評価、鑑定書の作成、鑑定の実践などの講義が含まれる。 ・認定鑑定士同士の交流を深めるためカンファレンスの開催なども開催。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・競売吏は国家資格。事前研修資格（美術史・法学の学士号取得、もしくは競売会社の実務経験）を取得する必要がある。事前研修資格取得のための試験の合格者は、大卒の場合、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラム受講のうえで研修修了証明書が交付される（就業中の場合、職能証明書交付）。 ・この後、司法試験を合格した者には、司法競売吏資格が与えられる。 ・鑑定士に資格はないが、美術学校等の卒業生が多く、それぞれ専門分野を持つ。競売吏事務所、骨董商、美術商、税関、裁判所等で就業
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、主要オークションハウスのマネージャーが主要メンバーであり、登録者は5年ごとに会員資格を更新。 ・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、認証制度の開発と「専門能力証明書」の発行を行っている。

(出所) 平成29年調査報告書

不動産鑑定士になるまで



(出所) 第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より (平成28年8月29日)

公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方

1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「**アート市場の活性化**」を実現することが目的。
 - アートの価格が客観的に分かりにくいため、**新たな購入者が増えないという課題**への対応
 - 信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化**
- ※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、**美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラ**として整備する。
- 「市場価格」については、**価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」**に取り組む。
- 「評価価格」については、**美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討**を進める。
特に透明性が低いと指摘されている「**精通者意見価格**」については**透明性を高める取組**を進める。
- 中長期的には、**税務における価格評価との整合性を確保**することを目指す。

3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法**を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようなものが考えられる。
 - 取り扱うことができる**美術品の種類を明確化**すること。
 - 鑑定評価方法について、**鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化**すること。
 - 過去の売買取引情報等の**価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている**（整えられる予定である）こと。
 - 専門領域に関する鑑定評価方法を、**次世代の人材育成に積極的に取り組む**。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。

基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言②

2. 公的な鑑定評価制度の検討について

- 公的な鑑定評価制度は、「アート市場の活性化」という目的のために整備するものである。
- 美術品の「市場価格」に関する情報の透明化を図るため、過去の取引価格等に係る情報を収集し、「見える化」する取組を行うこと。
- 美術品の「評価価格」に係る公的な鑑定評価制度については、本報告書及び「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」に基づき、具体的な制度検討を始めること。
- 様々な領域が存在する中で、まずは「近現代美術領域」での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手すること。
- 中長期的には、対象領域の拡大や鑑定人制度、税務との整合性確保などの観点からも検討を進めること。

